

入札説明書受領書

【連絡票】

滋賀労働局総務部

総務課会計第一係 小川 行 (ogawa-keishirou.ht8@mhlw.go.jp)

※ 入札競争資料を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記メールアドレスへ必ず送信してください。

件 名	令和7年～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式 (彦根労働基準監督署)	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子調達システム	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
事業所名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者メールアドレス		
備考 (質問事項)		

※ 急な仕様の変更等があった場合、ダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

●入札説明書

●様式等

別紙- 1 - 1	入札書作成様式
別紙- 1 - 2	入札金額内訳書作成様式
別紙- 2	委任状作成様式
別紙- 3	紙入札方式による参加理由書
別紙- 4	競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について
別紙- 5 - 1	一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）
別紙- 5 - 2	一般競争入札参加申込書（紙入札用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）
別紙- 6	提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について
別紙- 7	契約書（案）
別紙- 8	誓約書作成様式
別紙- 9	保険料納付に係る申立書
別紙- 1 0	入札辞退届作成様式
別紙- 1 1	入札書封筒記載例
別紙- 1 2	自己申告書
別紙- 1 3	性能等証明書
別冊	仕様書

入 札 説 明 書

令和7～11年度 滋賀労働局の官用車貸借業務一式(彦根労働基準監督署)

滋賀労働局総務部総務課

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長

杉山 龍吾

2 競争に付する事項

- (1) 件名 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式(彦根労働基準監督署)
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 履行期間 別添仕様書による
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官指定の場所
- (5) 入札方法

- ① 入札者は、車両リース費用等、業務の履行に要する一切の諸経費を含んだ契約金額を見積もるものとする。
- ② 入札書に記載する入札価格は、車両ごとの納車予定日にリースを開始したものと仮定し、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。(免税事業者も同様とする。)
- ③ 入札参加者は、この入札説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札書の提出期限までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

本入札説明書に従い入札参加資格を満たし入札書を提出したものであって、入札書に記載された金額が予定価格の範囲、性能等証明書(別紙-13)が滋賀労働局による審査の結果合格した者のうち、仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高いものを落札者とする。

- ※ 契約金額については、入札価格に110/100を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域における資格を有しており、「物品の販売」及び「役務の提供等」A、B、C、D等級のいずれかに格付けされている者であること。

※ リース車両ごとのリース料(月額及び全リース期間)等の金額内訳書(任意様式)を、入札書と一緒に、政府電子調達システムにエクセル形式又はPDF形式ファイルで添付し送信すること。なお「別紙-1 入札書」の金額と一致させること。

⑤ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに 委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 紙による入札を行う場合

① 一般競争入札参加申込書受付開始 令和7年10月1日(水) 9時00分から

※持参又は郵送での受付とする。入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、時間の余裕をもって提出

※申込時必要提出書類(詳細は別紙-6参照)

- ・一般競争入札参加申込書
- ・紙入札方式による参加理由書
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿(法人のみ)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書

② 一般競争入札参加申請書受付締切 令和7年10月22日(水) 17時00分まで

③ 入札書受付開始 令和7年10月1日(水) 9時00分から

④ 入札書受付締切 令和7年10月22日(水) 17時00分まで

※ 入札内訳書として、リース車両ごとのリース料(月額及び全リース期間)等の金額内訳書(任意様式)を、入札書と一緒に、添付し提出すること。なお「別紙-1 入札書」の金額と一致させること。

⑤ 代理人による入札

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙-2様式による代理委任状を提出しなければならない。(委任状の日付は提出とする)

⑥ 入札書提出方法

※ 入札書は別紙-1の様式にて作成して封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官滋賀労働局総務部長殿)及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札[〇〇〇〇]の入札書在中」と記載すること。(記載例:別紙-11参照)

※ 持参又は郵送での受付とする。ただし郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送すること。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電話、電信等上記以外による提出は認めない。

※ 紙による入札で、開札に立ち会わない場合は、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に加え、第2回目、第3回目の入札書を前もって提出することができる。この場合、各回の入札書は別々の封筒に入れ、何回目入札書であるかどうかを必ず明記すること。

(3) 性能等証明書の提出

この入札に参加を希望する者は、環境性能及びその他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書(別紙-13)を作成し提出しなければならない。提出された性能等証明書は、契約担当官において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。なお性能等証明書の可否については、開札日の前開庁日までに入札者に連絡し、不合格となったものに係る入札書は、理由を付して通知するものとする。

※性能等証明書は、入札書に同封しないこと。

(4) 開札

① 開札の日時及び場所

令和7年10月23日(木) 10時00分

滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室

② 電子調達システムによる入札の場合

立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③ 紙による入札の場合

紙による入札書を提出した場合、開札に入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない当局の職員を立ち会わせて開札を実施するが、入札者又は代理人は、電話等の連絡が取れる環境で待機しなければならない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、ただちに再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、第2回目以降の入札書を提出していない又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(5) 一般競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒520-0806 大津市打出浜14-15

滋賀労働局総務部総務課会計第一係

担当者：小川 電話 077-522-6647

5 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 一般競争入札参加申込書が指定した日時までに提出がない場合。
- ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
- ③ 入札書の金額を訂正した場合。
- ④ 入札書に記名がされていないもの。
- ⑤ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの。
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定する者が入札した場合。
- ⑧ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
- ⑨ 担当官が入札不完全と認めた場合。
- ⑩ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
- ⑪ 誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること(開札日ではない)。

(3) 入札金額について

- ① 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もること。
- ② **入札金額の内訳書(任意様式可)を必ず添付すること。**
内訳書のコツの合計は、入札金額と合致させること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書には記載すること。

(4) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受け付けないこと。

(5) 入札参加者は、入札参加申込書等を提出した後も、入札執行(開札)の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、別紙「入札辞退届」を電子調達システム、持参又は郵便により提出すること。

なお、入札を辞退しても、これを理由として以後の調達で不利益な取り扱いを受けることはない。

- (6) 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (7) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表するので留意すること。
また、契約締結状況(入札件名、契約業者名及び契約金額等)を滋賀労働局ホームページに公表する。
- (8) 担当者等から提出される契約関係書類(入札書等)については、事業者としての決定であり、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がありますので承知のこと。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 落札者

- (1) 一般競争入札(総合評価落札方式)とする。
本入札説明書に従い入札参加資格を満たし入札書を提出したものであって、入札書に記載された金額が予定価格の範囲、性能等証明書(別紙-13)が滋賀労働局による審査の結果合格した者のうち、仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高いものを落札者とする。
- (2) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額をメール、電話等及び電子調達システムの落札通知書により通知するものとする。
- (3) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 支払条件

別紙―7の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・ヘルプデスク 0570-000-683
 - ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (3) 違約金等について
落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。
- (4) 人権尊重への取組
入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (5) 再委託を予定している者の取り扱い
業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。
なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。
- (6) 入札公告の取消
支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。
- (7) 臨機の措置
自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎様式等

・別紙－１ 入札書作成様式

・別紙－２ 委任状作成様式

・別紙－３ 紙入札方式による参加理由書

(紙での入札参加をする場合のみ必要)

・別紙－４ 競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について

(電子調達システムで入札参加をする場合であって、かつ別紙－６の競争参加資格等確認関係書類を紙によって提出する場合のみ必要)

・別紙－５－１ 一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

・別紙－５－２ 一般競争入札参加申込書(紙入札用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

・別紙－６ 提出書類(競争参加資格等確認関係書類)について

・別紙－７ 契約書(案)

・別紙－８ 誓約書作成様式

・別紙－９ 保険料納付に係る申立書

・別紙－１０ 入札辞退届作成様式

・別紙－１１ 入札書封筒記載例

・別紙－１２ 自己申告書

・別紙－１３ 性能等証明書

・別冊 仕様書

入札スケジュール等一覧

調達件名 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）

1 調達スケジュール

公告期間(説明資料交付期間)：令和7年10月1日(水) から 令和7年10月22日(水)
(14 日)

参加申込書等受付期間：令和7年10月1日(水) から 令和7年10月22日(水)
※最終日は 17時00分 まで

入札書提出期間：令和7年10月1日(水) から 令和7年10月22日(水)
17時00分 まで

競争入札執行(開札)日時：令和7年10月23日(木) 10時00分
会場：滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室

2 本調達の問い合わせ先

滋賀労働局総務部総務課会計第一係 担当：小川
〒520-0806大津市打出浜14-15
TEL：077-522-6647

入 札 書

一金

(消費税抜きの金額を記載すること。)

但し、令和 7 ～ 1 1 年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）にかかる代金として

入札説明書の内容について承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

電子くじ番号 (任意の数字 3 桁を記入)		

(注意) 入札金額については、賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。
「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

参考様式

令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式 入札金額内訳書

納品場所:彦根労働基準監督署(小型乗用車)

品目	1台の月額料金…① (消費税および地方消費税除く)	期間…②	数量…③	④合計(①×②×③) (消費税および地方消費税除く)
自動車リース料金	円	49ヶ月	1	円

④の合計金額 ※入札書の金額と一致します。	円
--------------------------	---

商号又は名称

代表者氏名

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者

所 在 地
名 称
代 表 者

下記に係る権限について下記の者を代理人と認め委任します。

記

調達案件 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）

委任事項

- ☐ 入札及び見積もりについて
- ☐ 入札に係る諸届について
- ☐ 開札の立ち会いについて
- ☐ 契約締結について
- ☐ 代金の請求及び受領について
- ☐ 保証金の納付並びに還付請求及び受領について

受任者

住所又は所在地

商号又は名称

代理人の職・氏名

※ 委任事項については、該当項目にチェックを行うこと。

令和 年 別紙 月 日 3

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

紙入札方式による参加理由書

下記の案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札での参加を希望します。

記

- 1 入札案件 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

--

令和 年 月 別紙 一 4
日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について

下記の案件に係る競争参加資格等確認関係書類については、令和 年 月 日紙媒体により提出いたします。

記

入札案件 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）

一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

● 入札案件名 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式(彦根労働基準監督署)

● 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)

- ・ 令和07・08・09年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。
業務の種別() ()等級
- ・ 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。
はい ・ いいえ
- ・ 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。
はい ・ いいえ
- ・ その他の入札参加資格を全て有している。
はい ・ いいえ
- ・ 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。
はい ・ いいえ
- ・ 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。
はい ・ いいえ

一般競争入札参加申込書(紙入札用)
(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確認いたします。

記

- 入札案件名 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式(彦根労働基準監督署)
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)
 - 令和07・08・09年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。
業務の種別() ()等級
 - 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。
はい ・ いいえ
 - 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。
はい ・ いいえ
 - その他の入札参加資格を全て有している。
はい ・ いいえ
 - 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。
はい ・ いいえ
 - 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。
はい ・ いいえ

● 事業所情報

1	事業所名・代表者(役職)	
2	所在地・郵便番号	〒
3	代表者電話番号	
4	担当者所属名称・氏名	
5	担当者所属所在地	〒
6	担当者電話番号	
7	担当者メールアドレス	

※1～7まで漏れなく記入すること。
※代理人で参加する場合には、委任状を添付すること。

提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について

調達件名：令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）

●参加申込書等受付期限までに提出いただくもの

受付期限
令和7年10月22日(水)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
A 当局の調達に共通する書類				
1	一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）	○		別紙－5－1
2	一般競争入札参加申込書（紙入札用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）		○	別紙－5－2
3	紙入札方式による参加理由書		○	別紙－3
4	一般競争入札（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査 結果通知書（写）	○	○	令和07・08・09年度にかかるもの
5	誓約書	○	○	別紙－8
6	全役員の氏名・生年月日が明らかとなる資料	※	※	法人のみ（任意様式）
7	保険料納付に係る申立書	○	○	別紙－9
8	自己申告書	○	○	別紙－12
B 本調達で特に必要となる書類				
9	性能等証明書	○	○	別紙－13

※電子調達システムを利用する場合は、「証明書・提案書等提出画面」で提出書類を添付してください。添付するファイルの形式（拡張子）は「.bmp」「.jpg」「.pdf」のいずれかとします。

●入札書提出期間中に提出いただくもの

提出期限
令和7年10月22日(水)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
1	入札書（別紙－1－1）		○	
2	入札金額内訳書	○	○	任意様式を可とする。※参考様式あり
3	委任状（別紙－2）		○	

※電子調達システムを利用する場合は、「入札書提出画面」で添付してください。

※紙入札の場合は、入札書と（入札金額内訳書）を封筒に封入し、委任状は封入せずに提出してください。

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾（以下「甲」という。）と**法人等名 役職名 代表者氏名**（以下「乙」という。）は、令和 7 年～令和 1 1 年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第 2 条 乙は、**仕様書【別添 1】**に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額は金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇〇円）とし、内訳は**別添 2**のとおりとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 4 条 この契約の保証金は、免除する。

（履行期間及び場所）

第 5 条 この契約の履行期間及び場所は**仕様書【別添 1】**のとおりとする。

（費用負担）

第 6 条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第 7 条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、**様式 1**により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 5 0 万円未満の場合は、このかぎりでない。
- 3 乙は業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受

託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、**様式2**の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、再委託先またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、または行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号または名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した**様式3**の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は**様式3**の履行体制図に変更があるときは、速やかに**様式4**により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(遅滞料)

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の無償延期)

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(監督)

第12条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(業務の完了検査)

第13条 乙は全ての業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、納品後10日以内に検査を受けなければならない

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の請求及び支払い)

第14条 乙は、前条の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を「官署支出官 滋賀労働局長」あてに作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰する事由により前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、またはその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 甲はいつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
 - (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - (5) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力または甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙の責に帰する事由により損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第19条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号または第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後に請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同

法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第29条 甲は第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし保障することは要しない。

- 2 乙は、甲が第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（検査した業務が契約の内容に適合しない場合の措置）

第31条 甲は、第13条に規定する完了検査に合格した業務を提供した後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、再度履行すること
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(法令遵守)

第32条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第33条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

上記契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市打出浜 1 4 - 1 5
支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾

乙 住所
法人等名
役職 代 表 者 氏 名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

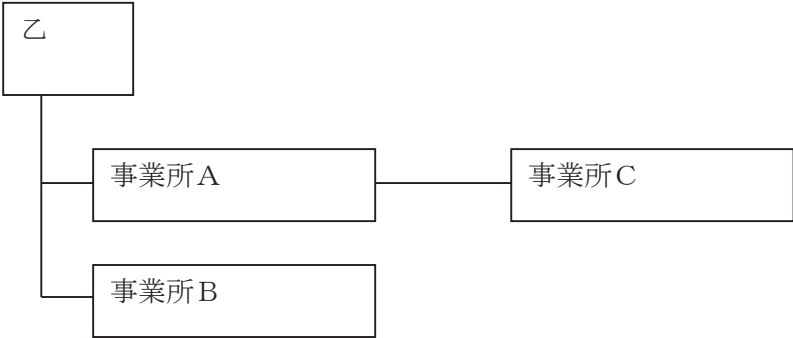
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（本件契約業者が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	大津市〇〇・・・		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

契約金額内訳

納品場所	令和 7 年度			
	月額（税込）…①	期間…②	台数…③	合計（税込）…①×②×③
彦根労働基準監督署		1 ヶ月	1 台	

納品場所	令和 8 年度			
	月額（税込）…①	期間…②	台数…③	合計（税込）…①×②×③
彦根労働基準監督署		12 ヶ月	1 台	

納品場所	令和 9 年度			
	月額（税込）…①	期間…②	台数…③	合計（税込）…①×②×③
彦根労働基準監督署		12 ヶ月	1 台	

納品場所	令和 1 0 年度			
	月額（税込）…①	期間…②	台数…③	合計（税込）…①×②×③
彦根労働基準監督署		12 ヶ月	1 台	

納品場所	令和 1 1 年度			
	月額（税込）…①	期間…②	台数…③	合計（税込）…①×②×③
彦根労働基準監督署		12 ヶ月	1 台	

納品場所	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
彦根労働基準監督署					

誓 約 書

（ 私 ／ 当社 ）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者

所	在	地
名		称
代	表	者

この度下記調達案件につきご辞退申し上げます。

記

調達案件 令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）

入札書封筒記入(例)

※長3サイズの封筒を使用してください

表

裏

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和7年10月23日開札

令和7年11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式
(彦根労働基準監督署)に係る入札書 在中

株式会社○○○○○

A diagram of a rectangular frame with a central vertical line and a horizontal line across the middle, forming a cross shape. The frame is composed of four vertical lines and four horizontal lines. The central vertical line is slightly thicker than the others. The horizontal line is also slightly thicker than the others. The overall shape is a rectangle with a cross inside.

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明しま
記

1 仕様書の適合性

小型乗用自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
主 要 燃 費 対 策		ハイブリッド車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		1台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc～1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,500kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,700mm以内	適・否	
全 高		2,000mm以内	適・否	
荷 室		分割可倒式リアシート	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）に示された燃費基準に適合すること（下記「燃費基準値①」の表に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ下記「燃費基準値②」に示された算定式により算定された値を下回らないこと。）。 燃費基準値① 燃費基準値②	適・否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ドアミラー	電動格納式	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディー型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
	フロアマット	前席、後席分	適・否	
	付属品等	スベアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	

	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	適 ・ 否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適 ・ 否	

自動車保険（フリート契約）		仕様	適否	備考
加入対象台数		1台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	（1名につき）無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	対物賠償保険	（1件につき）無制限（免責5万円）	適 ・ 否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（免責10万円）	適 ・ 否	
特約 その他		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること	適 ・ 否	
		運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること	適 ・ 否	
		弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること	適 ・ 否	
		年齢制限なし、搭乗者保険なし	適 ・ 否	
		無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする	適 ・ 否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である	適 ・ 否	
		保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと	適 ・ 否	
		加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること	適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、令和8（2026）年2月1日（予定）から令和12（2030）年3月31日（予定）までの50カ月とする	適 ・ 否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適 ・ 否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借契約後、速やかに車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書6（3）～（8）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書別紙4）を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
定例会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書7（2）の「作業計画書」に記載すること。 また、当該会議の開催の都度、原則、5営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙５）については、受託者の負担とすること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2 自動車性能の適合性

	軽乗用車
車名	
型式	
燃費値（※）	

※ WLTCモードによる値

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 29 \times \frac{\text{小型乗用車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times 1 \text{ 台} = \boxed{\text{※1}}$$

$$= \boxed{\text{※1}}$$

※1 空欄とすること

※2 性能等を証明するパンフレット、カタログ、資料等を添付すること。

令和7～11年度 滋賀労働局の
官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）
仕様書

令和7年9月
滋賀労働局

- 1 件名
令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式（彦根労働基準監督署）
- 2 業務概要
彦根労働基準監督署において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
【小型乗用車1台】
令和8（2026）年3月2日（予定）から令和12（2030）年3月31日までの49ヶ月とする。登録・装備の設置等を完了し、令和8年1月28日までに納車を完了すること。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - （1）自動車の仕様
別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。なお、仕様を満たしていれば、全て同一車名、同一型式で統一せずとも差し支えない。ただし複数車を掲示する場合、入札説明書別紙-13「性能等証明書」の2「自動車性能の適合性」欄については、車名ごとに対応車両の台数も含めて記載すること。
 - （2）賃貸借台数
小型乗用車 2WD（FF）（5人乗り）スタッドレスタイヤあり 1台
 - （3）納車場所
彦根地方合同庁舎（彦根市西今町58-3）
 - （4）自動車保険の加入
全ての車両について、ア～オを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約 機構コード：398916）
 - イ 補償内容
 - （ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
 - （イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責5万円）
 - （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）
 - ウ 特約その他
 - （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし
 - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
 - (ケ) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
 - (コ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。
- (5) 彦根労働基準監督署における自動車の状況
- 彦根労働基準監督署における自動車の年間走行距離は別紙2のとおりであるが、賃貸借期間満了時における走行距離超過による清算は行わない。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、彦根労働基準監督署に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約後、速やかに車両登録の手続きを行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を彦根労働基準監督署職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

- イ エンジンオイル交換（必要回数）
- ウ オイルエレメント交換（必要回数）
- エ エアフィルター交換（必要回数）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を彦根労働基準監督署職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（４）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。その際に、当該故障及び不具合にかかる過失及び原因が当局にあったかどうか確認を行う場合は、故障及び不具合発生時の状況等、確認行為を必ず行った上で最終的に判断すること。

（５）小型乗用車（スタッドレスタイヤあり）に係る対応

労働局職員から小型乗用車（スタッドレスタイヤあり）に係るタイヤの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（６）点検修理時の代車に係る対応

上記（３）から（５）までの対応を完了するために24時間を超える期間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（７）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

- (ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）
- (イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、彦根労働基準監督署の業務等に支障が生じないように、彦根労働基準監督署職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」(別紙4)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

(3) 定例会議

作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、上記7(2)の「作業計画書」に記載すること。具体的な会議の頻度等については、落札後、当局担当者との協議の上決定することとする。

また、当該会議の開催の都度、原則、5営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 支払

- (1) 支払いは、毎月の業務完了検査後、適正な請求書を受理してから30日以内に受託者指定の金融機関口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求先の宛名は「**官署支出官 滋賀労働局長**」とすること。

11 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

滋賀労働局 総務部総務課会計第一係

電話番号：077-522-6447

12 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A・B・C・Dの等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がない

こと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

13 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

14 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

15 担当者連絡先

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 1 4 - 1 5

滋賀労働局総務部総務課 担当：小川

電話番号：0 7 7 - 5 2 2 - 6 6 4 7

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝「**環境性能（燃費値）に対する得点**」÷「**入札価格に対する得点**」とする。
- ② ①の「**環境性能（燃費値）に対する得点**」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、30点・28点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \underbrace{\text{加算点の満点}}_{\substack{\downarrow \\ \text{小型乗用車（49ヶ月）：29点}}} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝ 【小型乗用車】（100＋加算点）× 1 台

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

- ① 提案車の燃費値は、WLTCモードによる値を使用するものとする。
- ② 計算の最終的な数値で生じた小数点第2位以下の端数は四捨五入する。
- ③ 燃費基準値は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）「自動車」」における値を使用する。

令和7～11年度 滋賀労働局の官用車賃貸借業務一式仕様書

類型		小型乗用自動車
駆 動 方 式		2WD（FF）
主 要 燃 費 対 策		ハイブリッド車
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台 数		1台
総 排 気 量		1,000cc～1,500cc
車 両 重 量		1,500kg以内
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,700mm以内
全 高		2,000mm以内
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		5名
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）に示された燃費基準に適合すること（「燃費基準値」の表に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ「グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）」に示された算定式により算定された値を下回らないこと。）。
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ドアミラー	電動格納式
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	テレビ機能	なし
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	年間見込走行 距離（年・km）
1	彦根労働基準監督署	彦根市西今町 5 8 - 3	7,771km
※年間見込走行距離はあくまで過去の使用実績に基づくものであり、実際の走行距離とは相違が生じる。			

通番	官署名	納車住所	事業所			整備工場				
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	彦根労働基準監督署	彦根市西今町58-3	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

※予定はセルを黄色に色づけること

都度列を追加

通 番	労働局	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	彦根労働基準監督署										○年○月○日車両故障対応内容は別紙○のとおり

事故対応等を行った場合は備
考欄にその旨記載するととも
に事故報告書を別紙とするこ
と。

労働局との定例会議

	開催日	議題	備考
R7			
R8			
R9			
R10			
R11			

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責 5 万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 自動車保険：フリート契約（機構コード：398916）であること。
		② 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		③ 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		④ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		⑤ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑥ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑦ 年齢制限なし、搭乗者保険なし
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	1 日以上の法定整備及び故障整備の際に対応
交換車両にかかる費用		下取り代金及び廃車費用等、交換引渡車両の引き取りに要する費用